

花巻市高齢者いきいきプラン(概要)

計画の策定目的

この計画は、いわゆる団塊の世代全てが75歳となる平成37(2025)年の介護保険事業のあるべき姿を見据えて策定したものです。
介護需要やサービスの種類ごとの見込み、保険料水準を推計し、中・長期的な視点に立ち、介護保険制度を将来も持続可能な制度としていくことを目的にしています。

根拠法令

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画および介護保険法第117条の規定による介護保険事業計画を一体的に策定したものです。
平成24年度から平成33年度までを計画期間とする「花巻市保健福祉総合計画」の実施計画として位置付けるものです。

計画の期間

平成27年度～平成29年度(3年間)



地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築には、在宅医療と介護の連携が不可欠です。
医療、介護などの関係機関のみならず、地域包括支援センターなどの相談機関との協力連携体制を強化・拡充し、介護サービスが必要に応じて継ぎ目なく提供できる体制の整備に努めます。

介護サービスの基盤整備

施設整備を行い、入所待機者の解消を図ります。
▷特別養護老人ホーム 85床
▷認知症高齢者グループホーム 27床

【問い合わせ】本庁長寿福祉課(☎24-2111内線580)

計画の基本目標と施策目標

■基本目標

「高齢者が慣れ親しんだ地域で心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまち」

■施策目標

- ①高齢者の積極的な社会参加
▷交流機会の充実
- ②高齢者の健康づくり
▷介護予防の推進▷認知症支援対策の充実
- ③安心して生活できる環境づくり
▷生活を支援するサービスの充実▷高齢者権利擁護体制の充実▷地域での見守りのしくみづくり
- ④介護サービスの充実
▷予防・介護給付▷地域支援事業▷介護サービスの質的向上▷介護保険事業費の適正化

65歳以上の方の介護保険料(H27～H29年度)

所得段階	負担割合	対象者	年額保険料
新第1段階	基準額の0.45	生活保護受給者または住民税非課税世帯(課税年金収入等が80万円以下)	29,700円
新第2段階	基準額の0.65	住民税非課税世帯(課税年金収入等が80万円超～120万円以下)	43,000円
新第3段階	基準額の0.75	住民税非課税世帯(課税年金収入等が120万円超)	49,600円
新第4段階	基準額の0.9	本人住民税非課税者(課税年金収入等が80万円以下)	59,500円
新第5段階	基準額	本人住民税非課税者(課税年金収入等が80万円超)	66,100円
新第6段階	基準額の1.2	本人住民税課税者(本人所得が120万円未満)	79,300円
新第7段階	基準額の1.25	本人住民税課税者(本人所得が120万円以上)	82,600円
新第8段階	基準額の1.5	本人住民税課税者(本人所得が190万円以上)	99,200円
新第9段階	基準額の1.55	本人住民税課税者(本人所得が290万円以上)	102,500円
新第10段階	基準額の1.75	本人住民税課税者(本人所得が350万円以上)	115,700円
新第11段階	基準額の2.0	本人住民税課税者(本人所得が500万円以上)	132,200円

●保険料基準月額額の推移

第5期計画(H24～H26)	第6期計画(H27～H29)	増減率
4,859円	5,506円	13.3%増

◎「高齢者いきいきプラン」は、本庁長寿福祉課・各総合支所健康福祉係窓口のほか、市ホームページからご覧になれます

ご存じですか?

マイナンバー制度



マイナンバーとは、住民票を有する全ての方一人一人に届け出る12桁の「個人番号」のことです。
マイナンバー制度では、社会保障、税、災害対策分野において、複数の機関に存在する個人の情報が同一の方の情報であると確認することができず。

◆マイナンバー制度のメリット
マイナンバー制度は社会基盤として、大きく次の三つの効果が期待されます。
①行政の効率化
国の行政機関や地方公共団体な

どの事務が効率化され、手続きがスムーズになります。
②国民の利便性の向上
行政手続きの際に必要な添付書類が省略できるようになります。
③公平公正な社会の実現
所得情報や福祉サービスの受給状況などが把握しやすくなり、不正受給を防止できます。
◆マイナンバーを利用した情報連携
これらの効果を実現するため、平成29年7月から国の行政機関や地方公共団体などによるマイナンバーを利用した情報連携が開始される予定です。

平成27年10月から

マイナンバーをお知らせ
マイナンバーを記載した「通知カード」を住民票の住所に郵送します。

平成28年1月から

マイナンバーの利用開始・個人番号カードの交付
社会保障、税、災害対策分野の行政手続きでマイナンバーの利用が始まります。また申請により通知カード(紙のカード)と引き換えに「個人番号カード」(顔写真付きICカード)の交付を受けることができます。

■マイナンバー制度について詳しく知りたい方は

- 内閣官房のホームページ
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html
または「マイナンバー」で検索
- 内閣府のコールセンター
☎0570-20-0178※通話料がかかります(平日午前9時30分～午後5時30分)

【問い合わせ】

本庁総務課マイナンバー対策室
(☎24-2111内線473)

環境マイスターを派遣します

市は、皆さんが環境について学ぼうとする際に、その内容に応じた専門家(環境マイスター)を派遣しています。学校や地域の団体が企画する研修会や自然観察会などに環境マイスターが伺い、確かな知識と実績に基づいて皆さんの学習を支援します。

現在、環境の各分野に精通し、保全活動に取り組んでいる20人が環境マイスターに登録されています。皆さんも身近な自然や環境問題について、一緒に考えてみませんか。

【対象】地域団体・学校など、5人以上の団体が自主的に環境学習(研修会、学習会など)

【学習内容】リサイクル、自然環境、エネルギー、花き栽培など

【料金】無料(環境マイスターへの謝礼金は市が負担)

【手続き方法】「講師派遣申請書」に必要事項を記入の上、派遣を希望する日の2週間前までに本庁生活環境課、各総合支所市民生活係へ提出

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。学習後は、「研修会等実施報告書」を提出していただきます

【問い合わせ】本庁生活環境課(☎24-2111内線258)

●わたしたちが環境マイスターです

氏名(住所)	分野
安ヶ平 紀雄(湯本)	地球温暖化防止対策、エネルギー全般
北原 淳(星が丘)	企業環境、環境保全全般
林 俊春(中根子)	地球温暖化防止対策、環境問題全般
酒匂 徹(東和町東晴山)	環境共生型農業・生活
盛山 靖(上根子)	花栽培、ガーデニング
菅野 将勝(桜町)	盆栽、病害治療
小野 信一(藤沢町)	サツキ盆栽
高橋 文一(鍛冶町)	資源リサイクル、廃棄物減量全般
萩窪 秀壽(松園町)	ごみの減量・分別
菅原 唯夫(中北万丁目)	ごみの減量・分別、リサイクル
高橋 修(桜台)	自然観察(森林)、トレッキング
望月 達也(北湯口)	自然観察(ブナ)、自然・鳥獣保護
佐藤 寛治(二枚橋町)	自然観察(川環境)
大坊 章(台)	自然観察(動植物)、野外活動指導
浅沼 利一郎(大池町外川目)	自然観察(早池峰山、高山植物)
菊池 幸子(石鳥谷町好地)	自然観察(山野草、早池峰の植物)
江越 一雄(東和町東晴山)	自然観察(星、野鳥)
古川 英治(東十二丁目)	自然観察(動植物)
似内 功孝(上小舟渡)	自然観察(野鳥)、鳥獣保護
佐々木 和彦(里川町)	自然体験活動